

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長岡市長 磯田 達伸

市町村名 (市町村コード)	長岡市 (152021)
地域名 (地域内農業集落名)	大河津南 (求草、高内、敦ヶ曽根、北曽根、万善寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲が主力であるが、枝豆(高内・万善寺集落)や、個人で大豆を栽培している経営体もある。組織がある集落では、組織で機械・施設の共同利用もあるが、個人ではJAの育苗施設や乾燥施設の利用もある。法人のうち、高齢化で規模を縮小させる経営体についての農地を引き受ける予定であり、調整が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

圃場整備事業の要件である園芸作物について、実施集落で枝豆に取組み、収益の向上のモデルケースを構築する。法人化により地域農業を守る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	125.55 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	125.55 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
求草集落では法人化により集積が進んだ。他集落においては、担い手を中心とした農地利用をはかる。
(2)農地中間管理機構の活用方針
リタイヤする農家等からの農地の引き受けにあたっては、農地中間管理機構を活用する。
(3)基盤整備事業への取組方針
潟地区(北曾根)は、ほ場整備事業実施済である。そのほかの集落は、平野新地区ほ場整備事業実施中。又、新規ほ場整備事業の前田地区は、令和6年度より調査予定である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
敦ケ曾根では、圃場整備完了を機に法人化を見込む。また、法人化を検討する経営体、集落に対して、必要な支援策を案内するなどの連携をとる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--